

令和2年6月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年6月10日（水）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番		3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：2番 高崎 堅誌

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積
計画（案）の承認について

第6 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積
計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛
係長 津 留 大 輔
係 丸 山 響

事務局長 農業委員会の総会を始めさせていただきます。
 会議規則にあります過半数を超えておりますので、総会の成立を報告いたします。

議長 それでは、会長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

議長 改めまして、こんにちは。
 梅雨がもう来るかな来るかなと思っておりますが、今日までは何とかよございましたが、さっき来るとき、ちょっと聞いたとったら、もう近畿とか東北、どこかあの辺りのほうが先に梅雨に入ったというようなことございますが、ここも、ここ1日、2日のうちには梅雨に入るかと思っております。

相変わらずコロナが収まらずに、皆、右往左往しておりますけれども、何か最近ではコロナとうまく付き合っていて生きていきたいと思いますな言葉も出てまいっておりますが、私たちも同感でございます。

今日も案件がございますので、慎重に御審議をお願いをいたしたいと思っております。

それから、私、ちょっと今日はもう、私事で申し訳ございませんが、後の推進委員会の推進委員さんとの合同会議は、ちょっと失礼させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。お疲れ様です。

事務局長 それでは、議事の進行を、規定によりまして会長のほうにお願いしたいと思います。

議長 それでは、ただ今から始めさせていただきます。

「議第10号」

事務局 議第10号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。
 本委員会の決定に附する。
 令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 一任します。

議長 はい。一任というお声があります。従いまして、前回ちょっと抜けておりました4番委員さんと、6番委員さん、よろしく願いいたします。

事務局 続きまして、「報告第4号」
 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
 別紙のとおり本委員会に報告する。
 令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは報告の案件でございますので、事務局のほうから説明をいただきます。

事務局 報告第4号、議案の4ページから7ページにわたっております。案件は3件になります。

まず1つ目、4ページですね。番号27の1の案件でございます。相続ということで、平成30年12月1日相続の農地でございます。補足資料が2ページから6ページに掲載しております。大字草部の方でございます。受ける相続される方も地元の方でございます。引き続き、農地の適正な利用がなされていくものと考えております。筆数が多くございますので、航空写真上で御確認をいただければと思います。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください、番号28の2でございます。4筆分の相続案件です。平成30年4月の9日付の相続になっております。補足資料は7ページをご覧ください。大字野尻の4筆となっております。相続される方が熊本市東区在住の方ということで、この農地の利用について、今後どうなるのかというような心配も事務局のほうではしておりますが、この航空写真を見る限り、広い1枚の田、ここは田として、地元のどなたかが耕作をされているのかと思っております。そのほかの小さい筆が、航空写真上で見ると、ちょっと見づらいですけれども、一部山林化しているようなところもあるようですので、この辺はまた相続された方と協議をしながら、農地の転用、若しくは非農地化というような流れで対応していきたいと考えています。

続きまして、議案書、同じく6ページ、番号29の3、7ページにまたがっております。こちらは相続、令和2年1月9日付の相続となっております。補足資料の8ページと9ページに航空写真を載せております。農地ではございますけれども、原野が多くございまして、原野が山林になっているところも多くございます。こちらも登記地目は原野ですけれども、現況が山林となっているところは農業委員会事務局のほうで調査もしまして、転用など必要でありましたら、そういった指導もしていきたいなと考えているところです。

以上、農地法第3条3の規定による相続案件の説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございます。

何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきますが、今、事務局が番号2について、ちょっと2筆が山林化しとりはせんかというような話であります。私の近所でござ

いますので、しょっちゅう通りますが、クヌギが植わっておりましてね。それと、さっき言った田んぼはちゃんと今年も作付けはしてございますけれども、この8の4と2ですか、この分についてはクヌギが植えてあるというような状況でございます。以上です。

それでは、続きまして「議第11号」

事務局 議第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。それでは、担当の委員さんであります3番の首藤委員さんのほう、よろしく願いいたします。

3番委員 議第11号、農地法第3条審議資料ですね。

番号1、議案書は9ページから13ページ。補足資料は10ページから15ページが、当該条件の内容になります。また、番号1、2、3は、それぞれ関連案件でございますので、併せて説明させていただきます。

議案書の9ページから13ページをご覧ください。譲渡人、譲受人は、左記のとおり、譲渡人がそれぞれ別ではありますけど、譲受人が1人にまとまっております。また、転用理由としましては、数年前、太陽光発電施設設置の工事のために5条申請が行われ、許可が下った場所であり、その後、計画がとん挫、断念したことにより、土地の買い戻しという形で、これには採土牧場とありますけど、採草牧草地として利用したいということです。ということで、この度、ここも訂正せにやいかんと思っておりますけど、第3条申請の運びとなりました。なお、現在はまだ十分に牧草地として利用可能であり、荒廃化はさほど進んでおりませんということで、先日、事務局と一緒に私も現地に視察に行ってきました。ということです。

議長 はい。ありがとうございました。

相当筆数もございますが、事務局のほうから補足があれば、よろしく願いします。

事務局 では、今の案件につきまして、私から説明させていただきます。事業の目的につきましては、先ほど首藤委員さんから説明いただいたとおり、数年前に申請地で太陽光の事業が予定されていたんですが、農振地が外れなかったことによって事業が断念して、土地が荒廃してしまう前に、近辺で経営が大きな申請者さんに買い戻しをもらって、2、3年の期間をかけてインフラ、圃場整備を完了して、採草牧草地として利用する計画となっております。

譲受人と譲渡人の関係についてお話しします。譲渡人は、数十年前に動いていた法人で、現在は既に実態がないということで、その清

算をする上で名義が譲渡人に残っている不動産が、どうしても障害になっているということで、申請者が以前に売買契約は済ませていたが、今回、先ほどの理由によって、その清算をする上で名義が残っているといけないということで、その名義を変更するという目的の申請になっております。

ほか2件に関しても、状況は同じで、既に売買契約は解決しております。現状、実質の経営者である息子さんの方針によって名義の変更ができていない土地を法人に整理するといった目的で、今回申請を上げていただいております。

事業計画は、現在、コロナの関係でなかなか思うようにはいかないというふうに言われておりますが、できるところ、入口にかけての整備だったりとか、そういったところを自分たちで可能な部分から取り掛かって、なるべく早く採草牧草地として利用できるように動いていこうと考えているという話でした。以上になります。

事務局長 私のほうから補足を一つ、すみません。

清算という言葉が、今、事務局の説明の中に出てきましたが、清算というのは法人を清算する、整理するほうの清算でございますので。

議長 はい。ありがとうございます。

話を今聞いてみますと、2、3年で採草地に戻すというようなことでございますので、皆さんから許可を得れば、私たちも見守るといいますか、干渉はせないかんような、過去が過去でございましたので、やっぱり皆、注意はしとると思いますが、しっかりチェックしていかんとかんとかなど、私個人としては思っておりますが、何かございませんか。

3番委員 代書人にも説明に行ってきましたけど、牧草地、牧場地として、また再度買い取ってやるということで、気になったものですから、施設とか造って大量に牛を持ってくるのかということはないんですかとか、そしたらまた地域でやっぱりみんなに話を通さんといかんとするけんと言ったら、一応、牧草を採るということで、大量に牛をそこで飼育したりするということではないかということ、直接聞きました。

議長 はい。そういったことだそうでございます。

ほかに何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、認めてまいります。

続きまして、「議第12号」

事務局 議第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この案件につきましては、担当委員さん、よろしくお願
い
します。

9番委員 議第12号、農地法第5条審議資料。

15ページです。議案書は15ページ、補足資料は16ページか
ら18ページが該当案件の内容になっております。

議案書の15ページをご覧ください。譲渡人、譲受人及び土地の
所在地は、左記のとおりでございます。申請者は、今から30年ほ
ど前に経営規模拡大を併せて、該当地の土地を借り、車庫と倉庫を
建設しており、このほど購入しようとして準備していたところに、農地
であるということが発覚し、追認という形での申請の運びとなりま
した。また、申請時に始末書を提出しておりますので、よろしくお
願
い
します。

議長 はい。ありがとうございました。

議第12号につきましては、今説明がございましたけれども、何
か御意見、若しくは事務局のほうからのお話とかあれば、お願
い
したいと思
います。

事務局 今、先ほどの案件について事務局から説明させていただきます。

今回、その申請をいただいた場所なんですけれども、ここが既に
譲渡人と譲受人の間で、もう既にその借りて、30年ほど前から既
に借りて、もうその駐車場だったりとかの目的で利用していたとこ
ろではあるんですけれども、最近になって、そこが農地だというこ
とが発覚して、今回その買い取りの計画がもともと立っていたそう
なんです、農地であったということで、先に5条申請ということ
で、農地が既に駐車場として利用しているところではあるんですけ
れども、今回、追認といった形で申請をいただいております。

この申請地の上のバイパスの交差点のところの、数年前に申請が
あったところとは別の件での申請になっております。

内容に関しては、もう先ほど委員さんから説明いただいたとおり
でございますので、補足としては以上になります。

議長 はい。ありがとうございました。

今の説明で、今、生コン車がずらっと並んどるところと混同する
可能性があるということかと思っておりますけれども、あそこは旧
道というか、町中に入っていくあの道路沿いの擁壁が続いた上辺に
なるとですかね。だけん、もう相当昔から、ああいう状態だったと
いうこと
でござ
います。

説明いただきましたけれども、何かございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、認めることといたします。

続きまして、「議第13号」

事務局 議第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 議案17ページをお開きください。

補足資料は、まずは22ページと23ページをご覧ください。番号1、賃貸借件設定、これは農業公社ですね。農地バンクのほうに農地を預けるという案件でございます。上色見の畑3筆を5年間の貸付けというところでの内容となっています。後の、次の14号議案のほうで、受け側の御説明もさせていただきます。番号1につきましては以上です。

続きまして、同じページ、17ページの番号2です。こちらも地貸借権設定の農地バンクへの預け入れとなっております。大字津留の畑でございます。こちらは10年間の貸付けと契約となります。補足資料でいいますと、20ページと21ページに写真を載せております。

以上、13号議案の説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。

いつも話題になります農業公社を通じて貸し借りをしましょうというようなことを進めてまいっておりますけれども、今回の2つにつきましては、そういう形が取られておるということでございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、こういうことで前へ進めてまいります。

議第14号関連でございますので、よろしく申し上げます。

事務局 議第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これにつきましても、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

番号が1から3まで、3つの案件でございます。

まず、番号1、賃貸借権設定、先ほど議第13号で御説明いたし

ました農業公社へ上色見の貸し付けた、上色見の農地3筆を利用権設定する議案となっています。利用権設定をする者が、高森町ではなく御船町の子会社、農業法人となっております。こちらの農地を利用して、5年間、借り受けをして、キャベツを栽培されるという計画となっております。農地の場所につきましては、先ほどの同じですが、補足資料の22ページ、23ページにありますとおりの、上色見フォークスクールの北側の3筆となっております。

続きまして、番号2番、賃貸借設定です。これも先ほどの議第13号で農地バンクに預け入れを計画しています大字津留の畑の利用権設定でございます。こちらは地元の農業者が借り受けるところでの計画となっております。契約期間は10年となっております。位置関係ですが、補足資料の20ページと21ページをご覧ください、先ほどと同じですが、朋遊館の西側の1筆となっております。4月の案件で、この1筆の周りの3筆分は、既に可決していただいて、貸借が成立しております。1筆漏れていたというところで、改めて、今回、農地バンクを通して借り受けするという計画となっております。

最後になります。3番です。賃貸借権設定の、これも農業公社ですね、農地バンクからの借り受けになります。この3番の案件につきましては、更新になります。既に5年前、農業公社を通して借り受けている農地の契約が5年経過しまして、6月末で終了することから、再度5年間の利用権設定をするものでございます。補足資料でいいますと、24ページと25ページになります。大字永野原にある農地でございます。現在まで適正な農地の使用が認められておりますので、今後5年間もこのまま優良な農地として使われるものと思われま

す。訂正を一つお願いします。補足資料25ページの写真の右側に書いてあるコメントのところ、所在地が大字矢津田となっておりますが、こちらは大字永野原の誤りでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

契約期間は5年、令和2年7月からの5年となっております。作物は飼料作物というところでの申請となっております。

以上、説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。

これにつきましては、1番はともかくとしましても、2番、3番につきましては、2番の物件につきましては、過去にはこの組み合わせでずっと耕作をされておりましたが、今回は公社を通して正式にきちっとやろうということが成り立ったということです。

次につきましては、もう今言われたとおり、更新でございませ

て、地元のしっかりした農家が今後も管理をしていくという形になりますが、1番につきましては農業法人ですが、この農業法人につきましては、何か資料があれば、どういった法人なのか、どういった仕事をしているのか、そのへんのところを皆さんにお知らせできるのであれば、よろしくをお願いします。

事務局 株式会社、農業法人ですね。上益城郡御船町に存在する農業法人でございます。手元にあります資料で、現在の農業経営状況で、所有地は水田が1 ha、畑が0.5 ha、借入地が水田1.4 ha、畑7.5 ha、機械がトラクター5台、馬力まではちょっと書いておりませんが、田植機1台、コンバイン1台というような情報が手元にあります。インターネットでホームページもありまして、そちらの内容を見ますと、設立は平成28年3月1日、栽培作物が水稲ヒノヒカリが1.2 ha、カルビーポテト用バレイショ1.1 ha、業務用キャベツ6 ha、業務用小松菜3 ha、業務用ハウレンソウ1 ha、カボチャ3 haという記載がございます。この中で、今回、高森町の農地を借り受けて業務用キャベツを栽培されるというような計画でなかろうかというふうに思っております。

以上、会社の概要の説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。

今お聞きのような会社だそうでございますが、ちゃんとした公社のほうから借りてやるということであれば、問題ないのかなというふうに思っておりますが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、このようにいたしたいと思えます。

これをもちまして、今日の議案はすべて無事に終了することができました。

お疲れ様でございました。(録音終了)

